

健全化判断比率及び資金不足比率の公表について

法律の規定に基づき平成28年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率を公表します。

平成28年度決算に基づき算定された海陽町の健全化判断比率及び資金不足比率は次表のとおりであり、全て基準を下回りました。財政健全化への取組について、これからも将来を見据えた財政運営を行うために行財政改革に取り組んでまいります。

○健全化判断比率

(単位；%)

| 指 標 | H28年度実績 | 早期健全化基準 | 財政再生基準 | 説 明 |
|----------|---------|---------|--------|---|
| 実質赤字比率 | — | 14.90 | 20.00 | 標準財政規模に対する一般会計等の実質赤字額の割合をいいます。 |
| 連結実質赤字比率 | — | 19.90 | 30.00 | 標準財政規模に対する全ての会計（一般会計等及び公営企業会計を含む特別会計）の実質赤字額の割合をいいます。 |
| 実質公債費比率 | 1.8 | 25.0 | 35.0 | 一般会計等の公債費及び公債費に準ずる経費（繰出基準に基づく公営企業会計に対する繰出金、債務負担行為に基づく支出等）を標準財政規模等で除した比率の3カ年平均の数値です。 |
| 将来負担比率 | — | 350.0 | / | 一般会計等が将来負担すべき実質的な負担額（一般会計等の地方債残高、公営企業会計の地方債の償還に充てるための繰出金、一部事務組合・第三セクター等に対する負担や職員の退職手当負担等）の標準財政規模に対する比率です。 |

注) 指標が「—」と表示されているのは黒字となっているためです。

※標準財政規模・・・地方公共団体の一般財源の標準規模を示すもので、標準税収入額、普通交付税等の合計をいいます。

○資金不足比率

| 特 別 会 計 の 名 称 | H28年度実績 | 経営健全化基準 | 説 明 |
|-----------------|---------|---------|---|
| 上水道事業会計 | — | 20.0 | 公営企業会計における資金不足額（赤字額）が事業規模（営業収益等）に対してどれくらい占めているかを示す比率です。 |
| 海南病院事業会計 | — | | |
| 海部簡易水道事業特別会計 | — | | |
| 川西簡易水道事業特別会計 | — | | |
| 川上簡易水道事業特別会計 | — | | |
| 中里簡易水道事業特別会計 | — | | |
| 浅川公共下水道事業特別会計 | — | | |
| 海部公共下水道事業特別会計 | — | | |
| 穴喰公共下水道事業特別会計 | — | | |
| 神野農業集落排水事業特別会計 | — | | |
| 川西農業集落排水事業特別会計 | — | | |
| 日比原農業集落排水事業特別会計 | — | | |
| 漁業集落排水事業特別会計 | — | | |

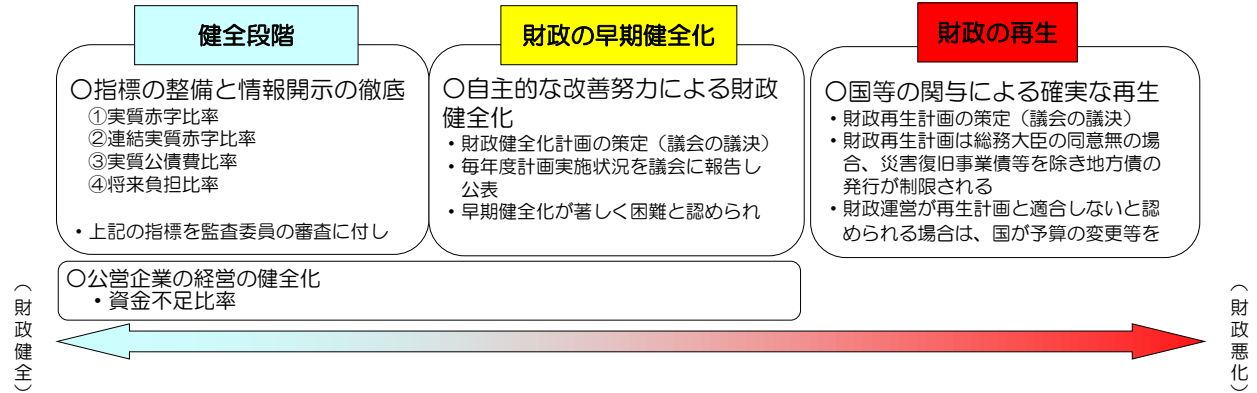
注) 指標が「—」と表示されているのは資金不足額がないためです。

（健全化法の概要）

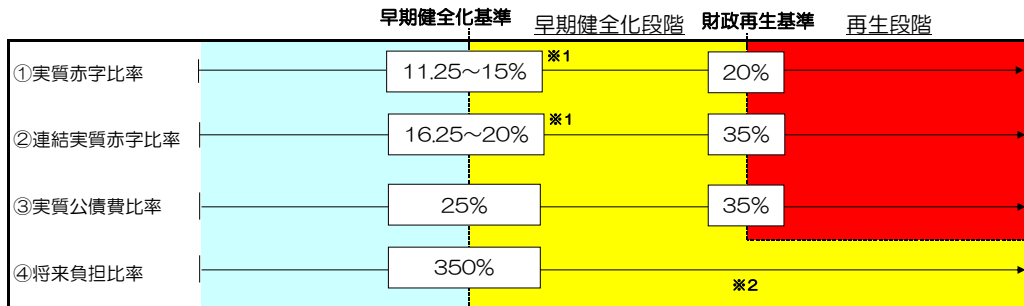
平成19年6月に地方公共団体の財政の早期健全化などを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が制定されました。従来の制度においては、一般会計等の赤字額が標準財政規模の20%を超えると「財政再生準用団体」に指定されていましたが、この指定以前に財政悪化を阻止するための法的な仕組みがないため、財政再建団体の基準しがなく、早期は正機能がありませんでした。また、一般会計等を中心にした収支の指標のみであったため、負債等の財政状況に課題があっても反映されないことや、特別会計、公営企業会計に累積赤字があっても対象にならないなど、地方公共団体における全ての財政状況を反映するものではありませんでした。

そこで、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」では、健全化判断比率の4指標を用い、「早期健全化」と「財政再生」の2段階で地方公共団体の全会計をチェックするとともに、公営企業の財政状況を判断する新たな材料として資金不足比率が導入されました。

（健全化法のイメージ）



（健全化判断比率各指標のイメージ）



※1：市町村の早期健全化基準は、標準財政規模に応じて異なる。
 ※2：将来負担比率には、財政再生基準は設けられていない。

（会計区分と健全化判断比率等の対象範囲のイメージ）

